令和４年第４回弥彦村議会（６月）定例会

議　事　日　程　（第１号）

令和４年６月６日（月曜日）午前１０時開会

日程第　１　会議録署名議員の指名
日程第　２　会期の決定
日程第　３　村長招集挨拶
日程第　４　議長諸報告
日程第　５　村長行政報告
日程第　６　報告第　１号　令和３年度弥彦村一般会計予算繰越明許費繰越計算書について
日程第　７　承認第　１号　専決処分の報告について　弥彦村村税条例の一部を改正する条例
日程第　８　承認第　２号　専決処分の報告について　弥彦村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
日程第　９　承認第　３号　専決処分の報告について　令和３年度弥彦村一般会計補正予算（第１１号）
日程第１０　承認第　４号　専決処分の報告について　令和３年度弥彦村介護保険特別会計補正予算（第３号）
日程第１１　承認第　５号　専決処分の報告について　令和３年度弥彦村競輪事業特別会計補正予算（第５号）
日程第１２　議案第２４号　弥彦村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
日程第１３　議案第２５号　令和４年度弥彦村一般会計補正予算（第３号）
日程第１４　議案第２６号　弥彦村固定資産評価審査委員の選任について
日程第１５　議案第２７号　人権擁護委員候補者の推薦について

本日の会議に付した事件
　議事日程に同じ

出席議員（９名）

１番	渡　邊　富　之	２番	古　川　七　郎
３番	那　須　裕美子	４番	丸　山　　浩
５番	板　倉　恵　一	６番	柏　木　文　男
７番	小　熊　　正	９番	本　多　隆　峰
１０番	安　達　丈　夫		

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	小林豊彦	教育長	林　順一
総務部長	志田　馨	産業部長	髙橋信弘
総務課長	斎藤雄希	デジタル行政推進課長	宇野　誠
税務課長	浜田禎介	防災課長	小林健仁
住民課長	小出将浩	福祉課長	坂爪明博
健康推進課長	松井裕美子	農業振興課長	鈴木光英
観光商工課主幹	丸山竜一	建設企業課長	丸山栄一
公営競技事務所長	柳川治美	会計管理者	水沢正一
教育課長	富田　憲		

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	伊藤和恵	書記	春日史子

◎開会の宣告

○議長（安達丈夫議員）　おはようございます。

ただいまから、令和４年第４回弥彦村議会６月定例会を開会いたします。

（午前１０時００分）

◎開議の宣告

○議長（安達丈夫議員）　現在の出席議員は９名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎就任挨拶

○議長（安達丈夫議員）　会議に先立ちまして、皆さん既にご承知のとおり、４月１日付人事異動で新たに１名の課長が就任しておりますので、ご挨拶をいただきたいと思います。

それでは、宇野デジタル行政推進課長さん、お願いします。

○デジタル行政推進課長（宇野　誠）　デジタル行政推進課長を拝命いたしました宇野でございます。

行政手続のデジタル化による村民の皆様の利便性の向上はもちろんのこと、職員の業務の効率化にも取り組んでまいりたいと思っております。いろいろとご意見を頂戴しながら取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安達丈夫議員）　ご挨拶ありがとうございました。

◎議事日程の報告

○議長（安達丈夫議員）　本日の議事日程は、お手元に配付したとおりでありますので、ご協力をお願いいたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（安達丈夫議員）　最初に、日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、

１番　渡　邊　富　之　議員

２番　古　川　七　郎　議員

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（安達丈夫議員）　次に、日程第２、会期の決定についてを議題といたします。

このことにつきましては、先般、議会運営委員会が開催され、協議をいただいておりますので、

その結果について、委員長から報告をお願いいたします。

それでは、本多議会運営委員長。

○議会運営委員長（本多隆峰議員）　おはようございます。

それでは、議会運営委員会報告をいたします。

本委員会は、令和４年第４回弥彦村議会（６月定例会）の運営について協議するため、下記のとおり開催したので、その結果を報告いたします。

１、開催日時、令和４年５月20日（金曜）、午前９時40分開会、午前10時３分閉会。

２、開催場所、弥彦村役場委員会室。

３、出席委員、本多隆峰、小熊正、板倉恵一、柏木文男及び議長。

４、欠席委員、なし。

５、説明のため出席した者、村長、総務部長、総務課長。

６、職務のため出席した者、議会事務局長、書記。

７、協議の結果。

委員長開会宣告、村長挨拶に引き続き、６月定例会の提出予定議案は、報告１件、承認５件、条例１件、補正予算１件、人事２件の計10件であるとの説明が総務課長よりありました。

次に、議員提出予定議案について、陳情３件の提出があり、協議の結果、配付のみとすることに決定しました。

一般質問は、７名の方から通告申出がありました。

会期日程については、６月６日午前10時を招集予定とし、６月17日までの12日間とすることで話合いが行われました。

なお、会期日程案は次のとおりであります。

月　　日	曜	開 会 時 刻	日　　程
６月　６日	月	午前１０時	本会議（提案説明） 散会後　全員協議会 終了後　議員懇談会
６月　７日	火	午前１０時	本会議（一般質問）
６月　８日	水		休　会
６月　９日	木		休　会
６月１０日	金	午前１０時 午後１時半	連合審査会（常任委員会） 競輪特別委員会
６月１１日	土		休　会
６月１２日	日		休　会
６月１３日	月	午前１０時	本会議（総括質疑） 散会後　常任委員会（採決） 終了後　広報広聴調査会
６月１４日	火		休　会
６月１５日	水		休　会
６月１６日	木		休　会
６月１７日	金	午前１０時	本会議（委員長報告・採決）

８、その他。

初日に全員協議会を開催し、理事者側より新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び子育て世帯生活支援特別給付金、枝豆関連の新会社設立、新文化会館建設に係る補正予算と弥彦競輪場走路改修工事及び図書館建設工事に係る契約について説明を受けることにいたしました。

また、全員協議会後に議員懇談会を開催し、燕・弥彦総合事務組合で進められている一般廃棄物処理基本計画及び最終処分場整備の概要についての説明を受けることにし、その後、議案について議員間討議を行うことにいたしました。

会議内容は、以上のとおりであります。

令和４年６月６日

弥彦村議会運営委員長　　本　多　隆　峰

弥彦村議会議長　　安　達　丈　夫　様

以上であります。

○議長（安達丈夫議員）　ただいま委員長から審議に対する報告がありましたが、他の委員から補足説明はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　補足説明なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議会運営委員長から報告のとおり、本定例会の会期は本日から６月17日までの12日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は12日間と決定いたしました。

◎村長招集挨拶

○議長（安達丈夫議員）　次に、日程第３、村長から招集のご挨拶をお願いいたします。

村長。

○村長（小林豊彦）　おはようございます。

令和４年第４回弥彦村議会６月定例会開会に当たり、ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、ご多忙の中、全議員ご出席の下、定例会を開催できましたことに厚く御礼申し上げます。

一昨年後半から始まりました新型コロナウイルスの感染は、いまだに収束に至っておりません。しかしながら、新型ウイルスと共存しながら社会生活を営んでいく生活スタイルは、それなりにこの国の社会に定着し、落ち着きを取り戻しております。弥彦村もこの新しい事態に対応した行政を進めていかなければなりません。

この区切りのときに当たって、議会の皆様、更には村民の皆さん全員にお知らせし、知っていただきたいことがございます。それは、令和３年度をもって弥彦村の財政が低迷に苦しんだ時期

を脱し、再び豊かな村に復活したということであります。

大谷前村政は、極論すれば、目の前にある村税と国からの交付金にのみ依存する受け身の財政運営でした。全く余裕のない財政運営としか言いようがありません。後を引き継いだ私も、１期目の滑り出しで村民の皆さんから要望があっても、「お金がないためできません」と心ならずも答えざるを得ませんでした。当時の村の行政サービスは、質、量とも他の市町村と比べ劣っていると強く感じました。一方で、積極的な村政運営を採用しなかったため、借金の積上げもなく、それはそれで助かったことも事実でありました。

令和元年、村民の皆様から負託をいただき、２期目の村政をスタートさせました。実は、２期目に入り、すぐ弥彦村の財政が好転したことを実感いたしました。

しかし、この財政の好転が一時的なものなのか、あるいはしっかりした土台の上に実現した恒久的なものなのか、今一つ確固とした判断ができませんでした。一時的にも村の財政が強くなったとの確信は、２期目の村政運営に極めて大きな力を与えてくれました。

一番助かったのは、新型コロナウイルス対策のワクチン接種を集団接種として決断したときでした。東京の大病院の勤務医にお願いするとき、１時間当たり、その報酬を３万円という破格の高額に決めました。そのとき、ワクチン接種に係る費用は多くて二、三億円と私は推測しました。この金額なら、村で仮に全額負担することになっても可能であると。村民の皆さんの生命と健康を守るためなら惜しくないと即断いたしました。結果的には、１回目、２回目の接種にかかった費用、約２億9,000万円は全額国が負担してくれました。

しかし、村長として迷いなく即決できたのは、必要なお金は何とかなるとの自信でした。図書館建設、枝豆共同選果場建設も同様でした。必要な経費は、村民の皆さんの税金を当てにせずにできるとの確信からでした。ちなみに、２つ合わせた事業費は約８億円、村の負担分は４億円でした。財政の回復の実感は大きな力となりました。

そして、令和４年度の予算編成、このときはっきりと弥彦村は豊かになり、一時的なものではないと分かりました。６月の村議会定例会で、議会を通じ、全村民の皆さんに「お金の問題で我慢をお願いしてきた状況は終わりました」と宣言しようと決めました。もちろん、刈羽村、聖籠町さんのように、国からの地方交付税を頂かない不交付団体にまではなりませんが、県内屈指の豊かな財政を持つ自治体となったことは紛れもない事実であります。

村がここまで豊かになった理由は、村の運営する競輪事業、それにふるさと納税の２つにあります。村民の皆さんからの税収が増えた結果では残念ながらありません。

まず競輪事業です。平成27年、村長就任時、競輪ファンの高齢化で売上げの減少が続き、いずれ赤字運営に陥ると言われておりました。私自身も競輪事業の先行きに強い危機感を抱いておりました。私の村長就任前、平成26年度と25年度の競輪事業特別会計上の収益は、それぞれ600万円と4,940万円に過ぎませんでした。それが令和３年度では８億円もの巨額に膨れ上がっております。

少し専門的な話になりますが、特別会計の収益は、村の一般会計への繰出金と積立金の合計し

たものであります。これは、競輪事業を中心に見た計算の仕方だと思っております。私は違います。村のための競輪事業ですから、どれだけ村全体の仕事に競輪が貢献できるかを見ます。そのためには、一般の株式会社のようにいろんな経費を売上げから差し引いた最終純益が幾らあるかが重要になります。弥彦競輪で見ると、最終純益は令和３年度約10億円、令和２年度約８億円となっています。令和４年度も、今の時点の見積もりでは８億円を見込んでおります。

これはもちろん売上げではありません。弥彦村が自由に使途を決めることのできるお金です。もちろん、競輪事業存続、発展に必要なお金は取っておかなければなりません。しかし、令和４年度と５年度で約６億円かけて実施する競輪場バンクの大改修が終了すると、大きな工事は一応なくなります。

競輪ファンの高齢化は毎年進んでおります。当然競輪場に足を運んでいただける数も減る一方で、本場の売上げの減少に歯止めがかかりませんでした。しかし、その一方で、平成26年度から始まった真夜中の競輪レース、ミッドナイト競輪。弥彦村では、平成28年度から本格参入を果たしたこのレースの売上げ、収益の改善は期待をはるかに上回るものでした。

競輪の売上げは、それまで全国で競輪を実施する43の競輪場が協力し合って、全国で発売するやり方を取っていました。しかし深夜のレースでは、それができません。ネット販売の専門の会社に販売を委託する方法を採用しました。それが当たったのです。車券を購入する層が高齢者から一変しました。若者が大量に参加するようになったのです。

全国の競輪の売上げは、平成26年、平成27年までは大体7,000億円台で推移、しかも年々減少しておりました。今、ネットレース、ネット販売が全レースに拡大したことで、全くそれまでとは違う競輪事業が出現しております。全国の売上額は、令和３年度で一挙に9,800億円台に急増、４年度には１兆円を上回ることは確実と見られております。この9,800億円台の76％がネット販売による車券販売額です。更に１兆5,000億円、２兆円の大台に達するのも時間の問題であります。

日本全体の売上げが倍増すれば、各競輪場も何もしなくとも売上げ、最終純益とも倍増する計算になります。弥彦競輪でいえば、収益で見ると、平成25年度の4,940万円の倍、9,880万円になるとの勘定になります。現実は、弥彦競輪の最終純益予想は、８億円から10億円と各段に大きくなっております。理由は、村長１期目から思い切って実施した設備投資、いろんな競輪応援策の効果が現れ始めた結果だと確信しております。例えば設備投資ですが、平成27年度から令和３年度までの投資額は実に15億1,456万円に達します。ミッドナイト競輪、ナイター競輪実施のための場内の照明設備への投資、約11億円をかけた特別観覧席建設などであります。

実は、それ以外にもいろんなことを実施、関係者に弥彦村の競輪にかける熱意、努力を認めてもらった結果と思っております。これまでどおり、いやこれまで以上に競輪事業に真摯に取り組めば、村の自主財源として村政運営に大きく寄与し続けてくれるのは間違いありません。

今一つの自主財源は、ふるさと納税による寄附金です。

弥彦のお米の味には絶対的な自信がありましたので、米を核に参入することを決めました。弥

彦の大神様が助けてくれたとしか思えない幸運が飛び込んできました。平成27年の初年度のその年、人気テレビ番組「ダーツの旅」に弥彦村が取り上げられたのです。我が家の近所の人の協力を得て、米のおいしさを宣伝することができました。

初年度、四、五千万円の寄附金が集まれば大成功と見ていました。それが、この番組の効果のおかげで、一遍に１億1,522万円にまで達しました。まさに驚異的な数字であります。いかにテレビの影響力が物すごいか、改めて知らされました。

その後、平成29年度４億3,000万円、30年度６億2,000万円、令和元年度３億5,000万円、令和２年度４億4,000万円、令和３年度５億1,000万円を頂いております。寄附金の半分が村の税収になります。手を抜かずに寄附者に魅力的な返礼品づくりを続ければ、１年４億円の寄附を見込める自信がつきました。逆に何も手を打たないと寄附金額は減ることもはっきりしました。

初年度はテレビ番組、２年度は弥彦米のブランドの確立など、毎年寄附者にアピールする施策を実施してまいりました。その中で、令和元年度だけは実は何もやりませんでした。その結果は、前年の６億円台から一遍に３億円台に急減しています。知恵や努力が必要なのです。令和４年度から枝豆も本格的に加える予定にしております。

この結果、競輪事業の発展に必要な資金を引いた最終純益、ふるさと納税による村への繰入れは堅く見積もっても、合わせて年間８億円程度は見込めます。弥彦村の一般会計の総額は、令和４年度44億8,000万円です。村が自分の力で稼いだ自主財源は、実に予算総額の17％にも当たります。国の交付税の不交付団体や巨額のふるさと納税を集めている自治体を除き、こんなものはほかにはありません。村民の個人・法人・固定資産税合わせた村税は、今年８億8,000万円の見込みです。自力で稼いだ自主財源は、この村税に匹敵するか、あるいは村税以上に膨らむことがあると私は見ています。

村は間違いなく裕福になりました。職員の皆さんには、「金がないからできません」という言い訳は今後できなくなりますと申し上げています。

２期目に入って実施した図書館建設、枝豆の共同選果場建設、更には、ワクチン接種の東京からのお医者さんの招聘、これら全ての決断ができたのは、競輪の収益、ふるさと納税の寄附金があったからであります。１期目の４年間でまいた種が、弥彦の大神様のご加護を受け、２期目に入って花が咲き始めたと思っております。

豊かな財政を背景にした村政に手をつけ始めております。区長会からは、毎年毎年各集落からのいろんな要望が村に出されております。しかし、これまでは金がないからと緊急と判断されたもの以外毎年積み残され、また同じ翌年には要望が出されてきました。区長会には、皆さんから上がってきた要望を一遍全部きれいにいたしますと伝えてあります。村内の事業者の工事をこなす能力もあるため、複数年に実施をいたしますとも伝えてあります。

また、ロシアのウクライナ侵攻に伴う世界的な肥料価格の高騰。日本はそれに円安が輪をかけ、肥料価格がこれまでの約２倍に急騰するという異常事態に直面しております。これでは、米作農家は値段が少しくらい上がっても赤字になるのは避けられません。政府も肥料に対する補助金支

給などの対策の検討を始めています。村も独自に助成することを決めました。

また、物価の高騰は、常に村政にも深刻な事態をもたらしています。図書館の建設費は、年度当初予算では３億8,000万円を予定していましたが、資材価格の高騰で約8,000万円の不足が見込まれ、６月議会なのに最終的な補正予算を上程しなければならなくなりました。

更に、６月２日には、村の公共施設向けに供給契約を結んでいる電力の卸売会社から電力料金の見直しの通知が届きました。役場、学校など10の公共施設に対する値上げの総額は4,742万円にもなります。いずれ家庭用の電力料金にも値上げの波が押し寄せます。この夏熱波に襲われたとき、電気代が心配でクーラーの使用をちゅうちょし、その結果、熱中症などの健康被害の発生も心配されます。今から対策を検討しておく必要があります。

資材価格も暴騰が収まるまで資材購入を必要とする公共工事の先送り、見直しにも着手しなければなりません。

いずれにいたしましても、今世界を襲っている異常事態は、今後更にどうなるのか、何が起こるのか予想がつきません。はっきりしているのは、村の財政が強くなり、相当な事態が発生しても、村として耐えられるということであります。正直間に合って本当によかったと思います。

以上、長くなりましたが、議会におかれましては、今定例会に上程いたしました議案に対しまして、慎重なご審議の上、ご承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（安達丈夫議員）　ありがとうございました。

◎議長諸報告

○議長（安達丈夫議員）　次に、日程第４、議長からの諸般の報告を行います。

新型ウイルス対策での自粛要請によりまして、４月までに予定されていた行事は中止及び縮小、または書面決議となっておりましたが、５月以降は緩和され、幾らか会議、行事が開催されてきました。

５月30日では、全国町村議会議長・副議長研修会が東京国際フォーラムで開催されまして、本多副議長と出席をしてまいりました。

６月１日では、全国競輪主催地議会議長会が開催され、出席をしてまいりました。

ウイルス感染予防対策が少しずつ緩和され、２年前の状況に戻りつつありますが、４回目のワクチン接種も計画されております。完全なるウイルス感染の終息を期待しているところでございます。

それから、広報広聴調査会委員長から調査会活動についての報告が議長宛てに提出されております。委員長から報告をお願いいたします。

それでは、板倉委員長。

○広報広聴調査会委員長（板倉恵一議員）　それでは報告をいたします。

弥彦村議会基本条例が令和４年４月１日より施行され、去る５月14日土曜午後２時から、弥彦村農村環境改善センターにおいて第１回議会報告会及び意見交換会を開催いたしました。

主なものについてご報告いたします。

出席議員は８名であります。

議会報告会及び意見交換会に参加した村民は26名であります。

まず議会報告会では、各議員より３月議会における一般質問を行った理由及び説明、各委員長による委員長報告及び議会基本条例の説明を行いました。

次に、議会報告会終了後、意見交換会を行いました。

参加者から一般質問に対する質疑があり、また基本条例が絵に描いた餅にならないようご意見をいただきました。議会として村民の負託に対し、精進していかなければならないと感じた、とても有意義な会でありました。

議会説明会及び意見交換会の閉会時刻は午後４時10分でありました。

報告は以上であります。

令和４年６月６日

広報広聴調査会委員長　　板　倉　恵　一

弥彦村議会議長　　安　達　丈　夫　様

以上です。

○議長（安達丈夫議員）　次に、監査委員からの例月出納検査の結果が議長宛てに提出されております。事務局長をもって報告いたします。

議会事務局長。

○議会事務局長（伊藤和恵）　それでは、命によりましてご報告いたします。

監査委員からの報告書の写しは、議案書１ページから６ページにお示ししてあるとおりでございます。

報告は以上です。

◎村長行政報告

○議長（安達丈夫議員）　次に、日程第５、村長から行政報告をお願いいたします。

村長。

○村長（小林豊彦）　それでは、ご説明申し上げます。

お手元に行政報告書が届いておいでになると思いますけれども、主なものだけを説明させていただきます。

４月６日、経産省車輌室・全国競輪施行者協議会・ＪＫＡ訪問。これは毎年行っておるものであります。今回、特に競輪公営競技事務所所長が替わりましたので、一緒に紹介がてら３人のトップを伺ってまいりました。その際には、先ほど挨拶でも申し上げましたように、競輪事業の今後についても意見交換をしてまいりました。

同じく４月12日、令和４年度弥彦競輪安全祈願祭。これも例年どおりでありますが、今年も全国競輪施行者協議会理事長、ＪＫＡ会長、競輪選手会理事長、このトップ３名がわざわざ弥彦ま

で来ていただきました。これだけのトップ３人が顔をそろえるということは、ほとんどないというふうに聞いております。

それから４月19日、東京ですけれども、道路整備促進期成同盟会全国協議会、道路整備促進期成同盟会全国協議会理事会、ここに出席してまいりました。これは、県の皆さんには嫌みをちょっと言っているんですけれども、これは国道の協議会なんです。弥彦村、国道がないのに、何でこの全国協議会の役員をやるのかというふうに申し上げています。ただし、これは嫌みであって、本音は一生懸命努めて、早く弥彦村にも国道が来るように雑巾がけをしているつもりでおります。

それから、農経新聞社主催「青果流通業者経営者交流会」。これは枝豆につきましては、今、ＪＡかがやきさんと話しておりますけれども、新しく増産分については、村は、村でできるだけ賄います。全部農協さんに一辺倒の販売方法は取りませんということで、自分なりの販路拡大のためのものでありまして、この新聞社主催の交流会、全国卸・仲卸の有力の会社が30社参加しております。その仲卸・卸にお願いして弥彦の枝豆の増産分を売っていきたいというふうな考えから出席いたしました。

その後、既に１社が、今年から千葉、東京、埼玉にあるお店で、弥彦の枝豆を新規に売っていただくという約束をいただきました。７月５日には、30社が弥彦村に来て、枝豆を見ながらの研修会も予定しております。既に打診も来ておりまして、何とか新しい販売ルートを拡張できると思っています。心配なのは、今の段階で、今年16ha面積が増えましたけれども、今の計算では既に足りないという状況に陥っております。

それから、５月６日、ＴＢＳ「がっちりマンデー」。これはご覧になった方もおるかと思いますけれども、豆のビジネスで全国で面白く、しかももうけているところということで、ＴＢＳのディレクターがネットで調べたときに、枝豆で村で共同選果場をやっているというううちが引っかかったそうです。面白いので取材に来てくれていただきまして、私も赤坂のＴＢＳのスタジオまで行きましたけれども、そのときに司会者の加藤さんが、前もっての事前の打合せは全くなく、ぶっつけ本番なんですけれども、朝取れたての枝豆を持っていったら、食べた瞬間に、ご覧になった方は分かりますけれども、「おいしい」と一言言っていただきました。その後、物すごい問合せも来ております。非常にありがたかったというふうに思っております。

それから、５月16日、万博首長連合役員会とございます。これは、2022年オリンピック・パラリンピック全国首長連合のときに、会長さんは三条の國定さんが会長でいらっしゃって、そのときに私も、やっぱり情報を取らないとどうしようもないので、アプローチしましたら、私に監査役をやれということでやってまいりました。終わったときに、万博は弥彦村とはちょっと違うので、「もう役員も、監査役も辞退したい」ということを申し入れましたが、弥彦村は引き続きやってほしいという強い要請がありましたので、現在も続けております。その結果、2025年から始まる万博について、村としても今後何らかの形を検討したほうがいいのではないかというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（安達丈夫議員）　ありがとうございました。

◎報告第１号の上程、説明、質疑

○議長（安達丈夫議員）　次に、日程第６、報告第１号　令和３年度弥彦村一般会計予算繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

報告を求めます。

村長。

○村長（小林豊彦）　報告第１号　令和３年度弥彦村一般会計予算繰越明許費繰越計算書についてご報告申し上げます。

報告第１号　令和３年度弥彦村一般会計予算繰越明許費繰越計算書につきましては、総務費、民生費、農林水産業費、商工費、土木費、教育費のそれぞれの事業について、繰越明許費に係る歳入歳出予算の経費を翌年度へ繰り越したものであり、地方自治法施行令第146条第２項の規定により報告するものでございます。

○議長（安達丈夫議員）　それでは、ご質疑があれば、これを許します。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　質疑なしと認めます。

以上で報告第１号は終了いたします。

◎承認第１号～議案第２７号の上程、説明、質疑

○議長（安達丈夫議員）　続きまして、日程第７、承認第１号　専決処分の報告について　弥彦村村税条例の一部を改正する条例から日程第15、議案第27号　人権擁護委員候補者の推薦についてまでの９案件を一括して議題といたします。

これより提案者から提案説明をお願いいたします。

村長。

○村長（小林豊彦）　令和４年第４回弥彦村議会６月定例会の開会に当たり、提案いたしました議案の要旨をご説明いたします。

承認第１号　専決処分の報告につきましては、令和４年度税制改正に係る地方税法の一部を改正する法律等が令和４年３月31日に公布されたことに伴い、弥彦村村税条例の所要の一部改正を行ったもので、３月31日に専決処分いたしました。

承認第２号　専決処分の報告につきましては、国民健康保険法施行令の一部を改正する法律等が施行されたことに伴い、弥彦村国民健康保険税条例の所要の一部改正を行ったもので、３月31日に専決処分いたしました。

承認第３号　専決処分の報告につきましては、令和３年度弥彦村一般会計補正予算（第11号）で、３月31日に専決いたしました。

既定の歳入歳出の総額53億7,739万7,000円に歳入歳出それぞれ251万4,000円を追加し、総額を53億7,991万1,000円とするものであります。

歳入の主なものといたしましては、１款村税、村民税2,750万円、７款地方消費税交付金1,121万4,000円、９款地方特例交付金3,834万4,000円、10款地方交付税6,048万4,000円、15款県支出金、減１億7,221万8,000円。

歳出の主なものといたしましては、３款民生費、社会福祉費、減1,718万9,000円、児童福祉費、減1,360万5,000円、６款農林水産業費、農業費、減1,425万6,000円、７款商工費、減１億7,221万8,000円、８款土木費、道路橋梁費、減1,636万4,000円、14款予備費２億6,560万1,000円などであります。

第２条の繰越明許費の補正につきましては、サン・ビレッジ弥彦の屋根修繕工事が年度内に完了することが難しいため、繰越明許費を設定したものであります。

承認第４号　専決処分の報告につきましては、令和３年度弥彦村介護保険特別会計補正予算（第３号）で、３月31日に専決いたしました。

既定の歳入歳出の総額９億3,077万円から、歳入歳出それぞれ1,470万円を減額し、総額を９億1,607万円とするものであります。

歳入といたしましては、６款繰入金、一般会計繰入金、減770万円、基金繰入金、減700万円。

歳出の主なものといたしましては、２款保険給付費、減600万円、６款予備費、減700万円であります。

承認第５号　専決処分の報告につきましては、令和３年度弥彦村競輪事業特別会計補正予算（第５号）で、３月31日に専決いたしました。

既定の歳入歳出の総額233億7,500万円に、歳入歳出それぞれ1,413万7,000円を追加し、総額を233億8,913万7,000円とするものであります。

歳入といたしましては、１款競輪収入209万円、４款諸収入1,204万7,000円。

歳出の主なものといたしましては、２款競輪事業費1,653万4,000円であります。

以上の承認第３号から承認第５号の専決処分につきましては、令和３年度会計の終了に伴う精算的な補正でございます。３月31日付で専決処分させていただきました。

議案第24号　弥彦村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、弥彦村議会基本条例の制定に伴い、議会広報特別委員会が広報広聴調査会に変更されたため所要の一部改正を行うものであります。

議案第25号　令和４年度弥彦村一般会計補正予算（第３号）につきましては、既定の歳入歳出の総額46億5,052万2,000円に、歳入歳出それぞれ5,209万4,000円を追加し、総額を47億261万6,000円とするものでございます。

歳入の主なものといたしましては、14款国庫支出金2,167万6,000円、19款繰越金1,400万円、21款村債1,360万円。

歳出の主なものといたしましては、６款農林水産業費513万9,000円、８款土木費3,490万円な

どであります。

第２条の地方債の補正につきましては、雪害対策事業費の変更に合わせて、事業債の限度額を増額したものであります。

議案第26号　弥彦村固定資産評価審査委員の選任につきましては、現委員の丸山太田志氏の任期が６月21日をもって満了となるため、再任につきまして議会の同意を求めるものでございます。

議案第27号　人権擁護委員候補者の推薦につきましては、現委員の柏原了永氏の任期が９月30日をもって満了になるため、再任のための推薦について、議会の意見を求めるものであります。

以上で、提案理由の説明を終わりますが、十分ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（安達丈夫議員）　ありがとうございました。

ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　質疑なしと認めます。

◎議案第２６号～議案第２７号の質疑、採決

○議長（安達丈夫議員）　お諮りいたします。ただいま村長から提案されました９案件のうち、日程第14、議案第26号　弥彦村固定資産評価審査委員の選任について、日程第15、議案第27号　人権擁護委員候補者の推薦についての人事２案件につきましては、委員会付託を省略して、本日採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　異議なしと認めます。

したがって、人事２案件は委員会付託を省略し、本日採決することに決定いたしました。

初めに、日程第14、議案第26号　弥彦村固定資産評価審査委員の選任についてを議題といたします。

本案件について、質疑があればこれを許します。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第26号について、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　異議なしと認めます。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第26号の固定資産評価審査委員の選任について、村長提案のとおり、丸山太田志さんの選任に同意することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（安達丈夫議員）　起立全員と認めます。

したがって、議案第26号の選任については同意することに決定いたしました。

次に、日程第15、議案第27号　人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

本案件について、ご質疑があればこれを許します。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第27号について、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　異議なしと認めます。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第27号の人権擁護委員候補者の推薦について、村長提案のとおり、柏原了永さんの推薦に同意することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（安達丈夫議員）　起立全員と認めます。

したがって、議案第27号の推薦については同意することに決定いたしました。

◎承認第１号～議案第２５号の委員会付託

○議長（安達丈夫議員）　なお、報告１案件及び人事２案件を除く７案件につきましては、お手元の付託表のとおり所管の常任委員会に付託しましたので、審査の上、報告願います。

◎散会の宣告

○議長（安達丈夫議員）　以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

次回は、６月７日午前10時から再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。

大変お疲れさまでした。

（午前１０時５０分）